

県南広域振興局長告示第 175 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 31 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 道路の位置 胆沢郡金ヶ崎町西根前野 6 番 5、36 番 5 及び 382 番の一部並びにこれらの区域に介在する認定外道路。
- 2 指定図 別紙のとおり。「別紙」は、省略し、県南広域振興局及び金ヶ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。